

ファザー・オブ・ザ・イヤー inみえ

大賞

“イクボスさん
 いらっしゃい!”部門



株式会社中部システムセンター
 代表取締役社長

津市 **田中 裕嗣** さん



当社では、育児や介護との両立を支援するために、「ファミリー時間休暇」という休暇制度を策定し、2014年5月にスタートさせました。この休暇制度により、出産前後の妻のサポート、保育園や学童の送り迎えや行事参加、家族の介護など、出産1か月前から小学校3年生までの子どもを持つ社員や介護に向き合う社員が1時間単位で有給休暇を取得して仕事を抜ける事が可能です。これは通常の有給休暇とは別に、対象の子どもや要介護者1人につき年間48時間（対象者が2人以上の場合は、96時間）取得できるようにしています。

ささやかな支援かも知れませんが、これにより家庭環境によって自らのキャリアを諦めることなく、時間を上手に使って仕事と私生活の両方を充実させていく事もできます。

私自身、3人の子どもがいて、育児や行事参加は積極的に行いたいと思っています。別の会社に勤めていた頃は、周りに気を遣いながら、ちょっとした妻のサポートでも別の理由をつけて半休を取ったりしていました。例えば、「妻の体調が朝から思わしくないの

妻の代わりに子どもの朝ごはんを食べさせてから出社したいと思います。」なんて、なかなか理解されづらいです（笑）。だから結局、「自分の体調が悪いので半休だけ取らせて下さい。」となってしまいます。こういった、育児や介護をする上で発生するであろう諸事情への支援を自らの経験で必要と感じましたし、社員からも非常に好評です。

👍 審査員共感!ポイント

- 有給休暇とは別に「ファミリー時間休暇」が取れる会社の制度。こうした制度があっても、使いにくくは意味がない。それをとりやすくしてくれているところが good !
- 家族のことも包み隠さず言えて、それを理解してもらえる職場の関係がステキ。
- 育児や介護をする上で発生するであろう諸事情への支援を、自らの経験から必要と感じて実践されているところが素晴らしいです。

ファミリー時間休暇制度

【自らの経験を通じて、以下のようなサポートが必要と感じた。】

- ・出産前後や育児中に可能な範囲で妻をサポートしたい
- ・妻の緊急時や体調不良時に一時的な子どもの世話や送り迎えをしたい
- ・子どもの行事への参加のために一時的に会社を抜けたい
- ・子の発病時に学校まで迎えに行くために一時的に会社を抜けたい

【制度概要】

- ★育児・介護世代の社員が気軽に仕事を抜けられるための支援
- ★年 48 時間（最大 96 時間）の時間単位の有給休暇を、通常の有給休暇とは別に設定
- ★育児であれば出産 1 か月前から小学校 3 年生まで利用可
- ★業務時間内のどこの時間帯に何時間使用しても良い

【現状】

- ★子を持つ社員全員（5人）が積極的に取得中
- ★子の育児・看護・お迎え・参観など、様々な目的で取得
- ★サンタ役でクリスマス会に参加したり、仕事上の妻の代わりにお迎えに行ったりしている。

